

公 募 要 領

1. 事業概要

契約件名：タクシー利用契約

契約期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2. 事業の趣旨

独立行政法人国立高等専門学校機構和歌山工業高等専門学校において、非常勤講師の送迎、深夜業務後の帰宅時等における職員の安全かつ安定した輸送確保を目的としたタクシーの供給

3. 公募に参加する者に必要な資格

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 近畿運輸局長から一般乗用旅客自動車運送事業の経営許可並びに運賃及び料金の認可を受け、営業区域が「和歌山県有田市、御坊市、有田郡、日高郡（みなべ町を除く）」であること。

4. 公募に参加する者に必要な条件

以下の参加条件の全てを満たしている者であること。

- ・ 7時から24時までの時間帯における配車が可能であること。
- ・ 料金後払いチケットが使用できること。
- ・ 本役務契約に係る事務手数料がかからないこと。
- ・ タクシーチケットは受注者の負担において作成すること。
- ・ 本校から料金後払いタクシーチケットの請求があった際に必要な数量を3営業日以内（請求日を含む）に納入可能なこと。

5. 提出書類

参加を希望する者は、上記3. に掲げた条件を満たす場合には、提出期限までに申込書等必要書類を提出すること。（郵送可）

- (1) 提出先 〒644-0023 和歌山県御坊市名田町野島77

独立行政法人国立高等専門学校機構

和歌山工業高等専門学校 総務課財務管理係

TEL：0738-29-8227

FAX：0738-29-8239

受付時間：平日9：00～17：00（12：15～13：00を除く）

- (2) 提出期限：令和6年3月11日（月）15時【郵送の場合も同じ】

- (3) 提出書類：申込書、経営許可書（写）、運賃及び料金の認可書（写） 各1部

6. 契約者の決定方法

上記申込書等必要書類を提出した者のうち、上記3. に掲げた条件を満たす全ての者と契約する。ただし、契約締結はするが利用を確約するものではない。